

1. 使用上の注意

菊地暁（京都大学）

folklore.lecture@gmail.com

1. 「大学」とは何か：知の「消費」から「生産」へ

- ・「大学」は「小・中・高校」ではない
- ・「講義」は「学問」の全てではない
- ・「大学」をめぐる6つの主体

2. 学問の「効用」：「ない」ようで「ある」（と、とりあえず信じてみる）

- ・有用論：「知っているに役に立つ」
- ・修養論：「知ることによって人格が磨かれる」
- ・用不可知論：「役に立った時にならないとわからない」
- ・転用可能論：「知識自体は必ずしも役に立たないが方法は応用可能」

3. 使用上の注意

- ・講義内容は「広く浅く」：「文化財保護法」に則しつつ
- ・受講者には「参加」を求める：ミニ・レポートの実施／平常点を加算（1回4点満点×10回程度）
- ・期末レポート課題「おじいさん or おばあさんの生活史」（60点満点）／生活史課題提出者は別途出題

4. 講義日程（変更の可能性アリ）

10/7	使用上の注意＋民俗学の方法	11/25	おどる—民俗芸能—
10/14	そだつ—人生儀礼—	12/2	生活史作成の注意 2
10/21	めとる—婚姻—	12/9	つたえる—口頭伝承 1—
10/28	とむらう—葬送—	12/16	なづける—口頭伝承 2—
11/4	生活史作成の注意 1	12/23	ものがたる—口頭伝承 3—
11/11	いのる—信仰—	(1/6	休講)
11/18	まつる—年中行事—	1/13	まとめ（期末レポート×切）

[文献]

菊地暁 2022 『民俗学入門』 岩波新書

菊地暁 2025（初出 2001）『柳田国男と民俗学の近代：奥能登のアエノコトの二十世紀』 岩波現代文庫

同編 2014～＋『ライフヒストリーレポート選』 京民研

同編 2024 『書いてみた生活史：学生とつくる民俗学』 実生社

隠岐さや香 2018 『文系と理系はなぜ分かれたのか』 星海社新書

吉見俊哉 2011 『大学とは何か』 岩波新書

戸田山和久 2002 『論文の教室：レポートから卒論まで』 NHK 出版

Facebook&旧 twitter（現 X）「とある民俗学講師（の補足メモ）」

重要民俗資料指定基準

(昭和二十九年十二月二十五日)
文化財保護委員会告示第五十八号

一、次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

- (一) 衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (二) 生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (三) 交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (四) 交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (五) 社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防・刑罰用具、若者宿等
- (六) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (七) 民俗知識に關して用いられるもの。たとえば曆類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (八) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳道具、楽器、面・人形、玩具、舞台等
- (九) 人の一生に關して用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (十) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

文化財保護法と民俗資料

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準

(昭和二十九年十二月二十五日)
文化財保護委員会告示第五十九号

一、次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

- (一) 衣食住に關するもの、たとえば服飾習俗、飲食習俗、居住習俗等
- (二) 生産・生業に關するもの、たとえば農耕、漁獵、工作、紡織等に關する習俗
- (三) 交通・運輸・通信に關するもの、たとえば旅行に關する習俗等
- (四) 交易に關するもの、たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
- (五) 社会生活に關するもの、たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗
- (六) 口頭伝承に關するもの、たとえば伝説、昔ばなし等
- (七) 信仰に關するもの、たとえば祭祀、法会、祖靈信仰、田の神信仰、巫俗、つきもの等
- (八) 民俗知識に關するもの、たとえば曆数、禁忌、卜占、医療、教育等
- (九) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に關するもの、たとえば祭礼行事、競技、童戲等
- (十) 人の一生に關するもの、たとえば誕生、育兒、年祝い、婚姻、葬送、墓制等
- (十一) 年中行事に關するもの、たとえば正月、節分、節句、盆等